

全産廃連発第 198 号  
平成 16 年 6 月 15 日

環境省大臣官房  
廃棄物リサイクル対策部  
産業廃棄物課 課長

社団法人全国産業廃棄物連合会  
会長 國中賢吉

### 収集運搬車両への許可番号表示の義務づけについて（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理法においては、収集運搬車両への表示内容の定めがないために会社名の表示すら徹底されておられません。そのため、不法投棄防止の観点から許可番号などを記したステッカーの貼附を義務づけたり、義務づけを検討したりする自治体が増加してきています。しかも、その内容が各行政によって異なっております。

廃棄物処理法では、廃棄物を積む区域と降ろす区域を管轄する行政の許可が必要であるために、複数の許可を所有している企業は、様式や内容の異なるステッカーを多く貼附する必要性が生じます。これでは本来の目的である不法投棄防止には役立ちません。

不法投棄防止の観点からは、会社名及び許可番号のうち会社に固有の番号の表示が最も適当であり、それを徹底させるためには廃棄物処理法による義務づけが必要であると考えます。

以上の理由により標題につきまして、別紙のとおり要望いたしますので、実現に向けてご尽力下さいますようお願い申し上げます。

## 車輛の表示について

1. 全国統一の表示を法律により義務付けること。
2. 表示方法はステッカーに限らないこと。
3. 表示項目、表示場所、文字は下表のとおりとすること。
4. 表示は下図の様式のとおりとすること。

表示項目	表示場所		文字		
			サイズ(単位はミリメートル)	色	フォント
産業廃棄物収集運搬車であること	両側面の見やすい場所。	「産業廃棄物収集搬車」と「許可番号のうち下6桁」は2行で表示すること。	50×50以上	白または黒で鮮明に表示できる色を選ぶ。	ゴシック
許可番号のうち下6桁(会社固有番号)	両側面の見やすい場所。	横書きとすること。	32×32以上	白または黒で鮮明に表示できる色を選ぶ。	ゴシック
会社名	指定しない。	他の2項目とは違う場所に表示しても良い。縦書き横書きを問わない。	32×32以上	指定しない。	指定しない。

(様式)

